

携帯用丸のこ盤を使用する作業従事者安全教育開催のご案内

栃 木 労 働 局 長 登 録 教 習 機 関

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

携帯用丸のこ盤については、その携帯性と使用しやすさから、木造家屋建築業に限らず林業・木材製造業等、様々な業種において広く使用されている便利な機械ですが、これに伴う災害は毎年発生しており、その中には重篤な災害も含まれております。

この背景には、携帯用丸のこ盤の便利性が高く、多くの作業に用いられている反面、安全装置が有効に機能しない状態で使用する等、誤った方法で使用されている場合が少なくないことが指摘されております。

このため、携帯用丸のこ盤を使用して作業に従事している方々が、安全で正しい作業に必要な知識及び技能が習得できるよう実技等をまじえた安全教育を下記のとおり開催することにいたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、個人事業者自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合においては、「構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止」などが義務付けられたところです。その例として、携帯用丸のこ盤の覆いを無効化した使用が上げられています。

記

日 時 令和8年11月13日(金) 9:00~15:00 (受付8:50)

場 所 鹿沼市職業訓練センター 講堂(鹿沼市上石川1465-4)

受講料 会 員 7,480円(受講料 6,050円・テキスト代 1,430円 消費税含む)

非会員 12,980円(受講料 11,550円・テキスト代 1,430円 消費税含む)

〔振込納入先〕足利銀行本店 普通預金 178351 林業労働災害防止協会栃木県支部

申込先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1 TEL 028(652)2153 FAX028(652)1046

定 員 30名(定員になり次第申込みを締め切ります。)

申込締切 令和8年10月23日(金)

教育科目 <学科教育>

- ①携帯用丸のこ盤に関する知識
- ②携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識
- ③安全な作業方法に関する知識
- ④携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識
- ⑤関係法令

<実技教育>

- ⑥携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法 計4時間

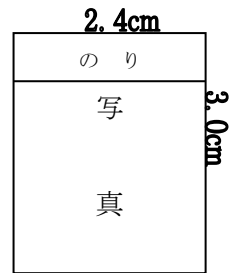
携 行 品 筆記用具・ヘルメット・軍手

そ の 他 ☆受講申込書に写真(2.4cm×3.0cm)1枚を貼付して下さい。

☆全科目修了者には「携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育修了証」を交付します。

「携帯用丸のこ盤」を使用する作業従事者安全教育

受講申込書（修了台帳）



ふりがな			修了証 ※第 号 番 号
氏 名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 (要確認書類)			
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日
現 住 所	〒 — TEL ()		
勤 務 先	所 在 地	〒 — TEL ()	
	名 称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員

実施管理者	受付担当者

注) ※記入しないこと。